

カラダのこと
おしえて!

上野総合市民病院からのお知らせ

通院・入院に関する困りごとは 地域医療連携室にご相談ください

地域医療連携室は、地域の医療機関や福祉サービス機関などと連携して、在宅医療・療養を進め、円滑な退院支援などをめざすための相談窓口です。

【患者さんやそのご家族に対して】

- ①受診に関する相談
- ②在宅医療に関する相談
- ③転院・施設入所に関する相談
- ④社会福祉制度に関する相談
- ⑤地域住民に向けての研修会・講演会のご案内

【地域医療機関との連携】

- ①受診、転院に関する調整
- ②紹介患者の診療予約受付
- ③紹介患者に関する返事・経過報告の送付



④紹介・逆紹介に関するデータ管理
患者さん、またそのご家族の相談内容にお応えするため、必要に応じ、医師・看護師・社会福祉士・事務員などが対応します。地域の皆さんが安心して立ち寄っていただける相談窓口ですので、お気軽にお越しください。



【受付時間】 平日午前9時～午後4時
【ところ】 上野総合市民病院 1階会計横

地域医療連携室室長 青山 美佐子

【問い合わせ】 上野総合市民病院 ☎ 24-1111

◆平成26年度市・県民税「特別徴収」の納税通知書を発送します

個人住民税の納税は特別徴収で

【問い合わせ】 課税課
☎ 22-9613 FAX 22-9618

事業所などに勤務している人の個人住民税（市・県民税）は、原則として、事業主が給与から徴収した上で、従業員に代わって市町村に納入していただくことになっています。パートやアルバイトなどの人も原則、特別徴収となります。

特別徴収されていない場合は、事業主に確認してください。

■従業員のメリット

○金融機関などへ出向いて納税していただく必要がありません。

○普通徴収の納期が原則年4回であるのに対し、特別徴収は年12回（6月から翌年5月まで）のため、1回あたりの従業員の負担が少なくなります。

■事業所などのメリット

○所得税のように、税額の計算や年末調整の必要がありません。

○従業員が常時10人未満の場合は、市長の承認を受け、年12回の納期を年2回とすることができます。

【特別徴収(給与天引き)による納税のしくみ】



※事業所などへの税額決定通知書の送付は、5月中旬を予定しています。
事業主の皆さんの協力をお願いします。

【問い合わせ】 ○事務に関すること：課税課（伊賀市）
○制度に関すること：三重県総務部税収確保課
☎ 059-224-2133

伊賀警察署だより



自転車の安全利用について

最近、自転車同士や自転車と歩行者の交通事故が増加傾向にあり、自転車を運転している人が被害者となる事故のほか、加害者となる事故も増加しています。

携帯電話や携帯型音楽プレーヤーのイヤホンなどを使用しながら自転車を運転している人が見られますが、交通事故につながる非常に危険な行為です。

自転車は手軽な乗り物であるため、つい交通ルールを守らない危険な運転をしがちです。「自転車安全利用五則」をしっかりと守り、安全運転に努めて、交通事故を防止しましょう。

～自転車安全利用五則～

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
- ⑤子どもはヘルメットを着用

【問い合わせ】 伊賀警察署 ☎ 21-0110
名張警察署 ☎ 62-0110

公共交通を利用しましょう

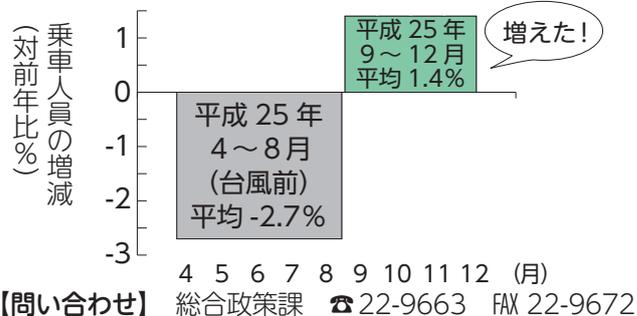


いざというときの強い見方「鉄道」

昨年9月に大型の台風18号が襲来し、伊賀鉄道に並行する国道422号の路肩が崩落、3カ月以上通行止めになる大きな被害が出ました。

道路の長期通行止めにより、クルマで移動しにくくなった人が頼りにしたのが鉄道です。伊賀鉄道の乗客（通学客を除く）は大きく減っていたのですが、国道422号が通行止めになってからは増えました。

道路が通行止めになり、鉄道のありがたさを改めて感じた人も多いのではないのでしょうか。いざというときに「あって良かった」としみじみ思う鉄道を残すために、普段から積極的に利用しましょう。



明日に向かって ～差別をなくしていくために～

インターネットと人権 — 広聴情報課情報政策係 —

■このコラムは毎回いろいろなテーマで人権についてお話しています。

「インターネットを使った詐欺や出会い系サイトの被害という記事を見ると、使うのが怖くなるわ。」こんな声を聞くことがあります。1980年代後半から個人利用が始まったインターネットは、高速通信網の普及と携帯電話などからでも接続できる手軽さから、日常生活を便利にするサービスとなりました。

総務省が発表する情報通信白書によると、平成24年末のインターネット利用者数が9,652万人、人口普及率は79.5%にまで伸び、急速に普及していることがわかります。個人や企業だけでなく、市などの公的機関も広報紙や広報番組に加え、ホームページも重要な広報手段の1つとしています。

しかしインターネットで掲載されている情報が間違いであったり、中には代金をだまし取ったり悪い目的を持って人を誘う情報も含まれていることがあります。同白書によると、出会い系サイトなどによる18歳未満の犯罪被害件数は1,294人

であり、依然として高い数字を示しています。被害にあわないためには、情報を使う側が正しいかどうかを判断する必要があり、未成年者については保護者の役割も重要になってきます。

インターネットで見かける情報の中には、女性や障がい者、外国人を蔑視する内容のものや同和地区に関する情報など、差別を助長するものも多く存在します。情報が正しいかどうか見抜くためには、人権感覚を身につける必要があります。そのため私は人権問題に関する研修会や講演会にできるだけ参加しています。研修会や講演会で、いろいろな人の体験談や意見を聞き、意見交換をすることで自分の思い込みや、別の視点から物事を見て考えることの大切さに気づくことがあります。たくさんの情報に踊らされず、情報の真偽を見極め、自分自身で情報を取捨選択できる力を身につけるために、あなたも研修会に参加しませんか。

■ご意見などは人権政策・男女共同参画課 ☎ 47-1286 FAX 47-1288 ✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp